

付 議 第 10 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

別紙

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

4級	宿毛市	沖の島中学校	平成16年4月1日
5級	宿毛市	沖の島小学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成28年4月1日 ”

」

を

「

4級	—		
5級	宿毛市	沖の島小学校 沖の島中学校 宿毛市立沖の島学校給食センター	平成28年4月1日 令和2年4月1日 平成28年4月1日

」

に改める。

別表第2の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

吾川郡	いの町	吾北小学校 いの町立吾北給食センター	平成23年4月1日 平成28年4月1日
-----	-----	-----------------------	------------------------

附 則

この規則中別表第2の吾川郡のいの町の項の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の再開及び廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則中別表第2の吾川郡のいの町の項の改正規定は公布の日から、別表第1の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

別表第1(第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
略	略	略	略
4級	—		
5級	宿毛市	沖の島小学校	平成 28 年 4 月 1 日
		沖の島中学校	令和 2 年 4 月 1 日
		宿毛市立沖の島学校給食センター	平成 28 年 4 月 1 日

別表第1(第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
略	略	略	略
4級	宿毛市	沖の島中学校	平成 16 年 4 月 1 日
5級	宿毛市	沖の島小学校	平成 28 年 4 月 1 日
		宿毛市立沖の島学校給食センター	//

3

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
吾川郡いの町	吾北小学校	平成 23 年 4 月 1 日
	いの町立吾北給食センター	平成 28 年 4 月 1 日

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
吾川郡いの町	吾北小学校	平成 23 年 4 月 1 日
	三瀬中学校	平成 16 年 10 月 1 日
	いの町立吾北給食センター	平成 28 年 4 月 1 日

沖の島中学校の再開について

1. へき地手当の概要

○定義

・へき地学校とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等をいい、当該学校に勤務する教職員等には、へき手当支給を支給する。

・へき地手当の額

(給料の月額+扶養手当の月額) × 支給割合

	準ずる地	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地
支給割合	1 %	3 %	5 %	7 %	14%	18%

○指定の見直し等

・級地の指定の見直しは、おおむね6年ごとに、当該学校について算定された合計点数により行うものとし、学校の 신설、統合若しくは移転があった場合又はへき地条件に著しい変更があった場合には、当該学校について、その都度見直しを行うものとする。

(へき地教育振興法施行規則第13条第1項 抜粋)

・本県では、休校中の学校については、6年ごとの級地の見直しの対象外として取り扱っている。

○級別の指定の特例

隣接して設置されている小学校、中学校であって、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあっては、これらの学校については、当該合計点数の多い学校の点数によって級別の指定を行うことができる。

(へき地教育振興法施行規則第7条 抜粋)

2. 沖の島小・中学校で級地の指定が異なる理由

	小学校		中学校		備考
平成 16 年 4 月	開校	4 級地 (182 点)	開校	4 級地 (172 点)	弘瀬小中学校、 母島小中学校の統合
平成 22 年 4 月 ※6年ごとの級地の見直し	休校 (H22.4~H24.3) ↓	4 級地 (194 点)	開校	4 級地 (184 点) ↓	小学校は見直しの改正後に休校することとなった
平成 23 年 4 月			休校中 (H23.4~R2.3) ↓		
平成 28 年 4 月 ※6年ごとの級地の見直し		5 級地 (208 点)			中学校は休校中のため見直しの対象外
令和 2 年 4 月			再開	5 級地 ※ (198 点)	※特例規定による

3. 沖の島中学校の級地について

令和2年4月1日からの再開に向けて見直しを実施。合計点数は次のとおり。

基準点数は小中学校で同点であるが、小学校教員数は2人であるのに対して、中学校は5人の配置が予定されているため、調整点数に10点差が生じ級地が異なる結果となった。

ただし、へき地教育振興法施行規則第7条の特例規定により同一校舎である小学校の点数によって級地の指定を行う。

	(基準点数※1)	(調整点数※2)	(合計点数※3)	
中学校 (R2.4 改正)	178 点	20 点	198 点	4 級地⇒ 5 級地 (特例規定による)
小学校 (H28.4 改正)	178 点	30 点	208 点	5 級地

※1 へき地学校等の自然的、交通的、経済的、文化的へき遠性を測定するための尺度として、そのへき遠性を一定の点数積み上げ方式によって求め、規定によって算定した点数をいう。

例 急勾配などの地理的条件、定期船便の運行回数、宿毛市教育委員会やスーパーマーケットまでの距離等

※2 基準点数だけでは、へき地学校等におけるへき地条件ないしはそれによって生ずる教育条件の特殊性が必ずしも的確には把握されない場合があるので、これらの特殊条件を点数の上でカバーするため、規定によって算定した点数をいう。

例 遠距離通学児童生徒の率、教員数、ブロードバンドサービスの利用環境等

※3 合計点数によって級地が分けられる。

級地	合計点数
2 級	80～119 点
3 級	120～159 点
4 級	160～199 点
5 級	200 点～

(2 級地以下は省略)



参考資料 4

元い教第 1778 号
令和元年 12 月 24 日

高知県教育委員会 様

いの町教育委員



いの町立三瀬中学校の廃校について

記

学 校 名 いの町立三瀬中学校 (平成 13 年 4 月 1 日から休校中)

廃 校 日 令和元年 12 月 16 日

廃止の理由 休校校舎の利活用を図るため、貸し出しの用に供することを目的として、平成 13 年 4 月 1 日から休校となっているいの町立三瀬中学校を廃校とするもの。

○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。)第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。